

小型移動式クレーン運転技能講習

小型移動式クレーンとは、つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンをいいます。平成 2 年 10 月 1 日労働安全衛生法一部改正により小型移動式クレーン運転の業務は、移動式クレーン運転士免許を取得している者か、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事できなくなりました。法令一部改正前の移動式クレーン特別教育修了者においては、改正後 2 年間の措置期間に特例講習を受けていない者は 1 トン未満の移動式クレーンのみ操作可能です。

根拠法令

労働安全衛生法 第 61 条-1 よりクレーン等安全規則第 68 条
 事業者は、令第 20 条第 7 号に掲げる業務については、移動式クレーン運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。但し、つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

労働安全衛生規則第 83 条 クレーン等運転関係技能講習規程(労働省告示第 92 号)に基づく講習です。

■講習日数 3 日間(学科 2 日・実技 1 日) **土日開催**

■講習科目

学科	小型移動式クレーンに関する知識	6 h
	原動機及び電気に関する知識	3 h
	運転のために必要な力学に関する知識	3 h
	関係法令	1 h
	学科試験	1 h
実技	運転のための合図	1 h
	小型移動式クレーンの運転	6 h

お持ちの資格により、下記コースに分かれます。

■講習コース及び講習料金

コース	該当する者	免除科目	講習料金
A コース	1.クレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者 2.玉掛け技能講習、又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	力学 3h 合図 1h 学科半日免除	受講料 27,900 円 テキスト代 1,650 円
B コース	1. 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工用建設機械操作施工法を選択した者、又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第 2 種若しくは第 6 種の種別に合格した者 2. 車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習を修了した者	原動機 3h	
C コース	上記 A・B コースに該当しない者		受講料 29,900 円 テキスト代 1,650 円

■講習コース講習時間

コース	学科 1 日目	学科 2 日目	実技
A コース	09:00~17:00	13:00~17:30 修了試験 1h 含む	08:00~17:00 修了試験 1h 含む
B コース	09:00~17:00	09:00~14:00 修了試験 1h 含む	
C コース	09:00~17:00	09:00~17:30 修了試験 1h 含む	

